

下水道事業見直しの経過

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度				
人口普及率	89.0%	91.2%	92.1%	93.0%	93.4%	94.1%	94.5%	94.7%	98.3%	98.5%	98.6%	98.8%	99.0%	99.1%	99.2%	99.2%	99.2%	99.3%	99.3%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%				
使用料改定の経過 (全体の改定率)	算定期間3年 改定率:37.0%			改定作業			算定期間3年 改定率:11.8%			改定作業			算定期間5年 平成22年度改定率:19.9% 平成24年度改定率:4.3%			使用料見直しの検討											
資本比率目標 (償還元金に充てる下水道使用料の割合)	45%					50%							55%		60%			独立採算(経費回収率100%)を目指す									
経費回収率	-	-	-	-	-	63.0%	68.2%	69.9%	65.6%	64.4%	59.6%	63.1%	70.8%	81.1%	83.5%	83.0%	83.0%										
下水道事業における 歳出の削減努力、業務改善 等の取組み	<p>資本比率(資本参入率) 汚水処理費における維持管理費は全て使用料で賄うが、その後に元金償還金などの資本費に対して割り当てることができる使用料収入の割合。 計算式:(使用料収入-維持管理費)÷資本費</p>					<p>※公的資金保証金免除 繰上償還の実施 歳出削減効果額 約4億6800万円</p>							<p>下水道事業の資産整理・企業会計導入準備</p>			<p>企業会計導入(地方公営企業法の一部適用) ※総務省による下水道事業への地方公営企業法適用の</p>											
													管渠の点検、調査		管渠・施設の長寿命化の実施												
													ポンプ場遠隔操作システムの確立により、ポンプ場を無人化し、人件費を削減														
	下水道事業の継続的な見直し																										
																市町村設置型公設浄化槽事業の開始											
茨木市全体の取組み (行財政改革)													茨木市行政改革プラン(H17~21)					茨木市行政改革プラン(H22~26)									
													<p>※歳入の確保:市税等の収納率の向上、有料広告の導入 ※人件費の削減:平成21年度までに職員数160人削減 :特殊勤務手当、福利厚生制度の見直し ※事務事業の見直し:指定管理制度の導入</p>					<p>※歳入の確保:前納報奨金の見直し ※人件費の削減:特別職の給与のさらなる見直し ※浄水場運転管理業務の一部の委託化</p>									
一日あたり水使用料						249	249	247	247	245	245	243	243	241	239	238	238	237	236	235	234	233					
有収水量(千m ³)	29,719	30,013	29,994	30,549	30,399	29,702	30,977	31,234	30,942	31,590	30,709	30,204	30,434	30,461	30,330	30,238	30,161	30,061	29,768	29,622	29,380	29,289	29,170				
使用料収入・税抜き(億円)	24.9	26.9	26.7	27.5	27.0	28.4	30.1	30.4	29.8	30.0	28.2	27.3	29.7	32.9	34.2	34.2	28.3	33.4	33.0	32.5	32.2	32.1	32.1				
社会情勢等	●ゼロ金利政策		●地方分権改革		●住民基本台帳ネットワークシステム稼働			●インド・スマトラ島沖地震			●人口減少社会の到来			●東日本大震災			●消費税8%導入			●消費税10%導入			●日本の長期金利過去史上最低記録(0.195%)				
			●アメリカ同時多発テロ事件								●リーマンショックによる世界同時不況			●笹子トンネル天井板落下事故													

使用料改定の経過

平成10年	下水道普及率が大幅に上昇し、これに伴う多額の投資により元利償還金、また増加した施設の維持管理費が高額となるため、使用者の負担の適正化を図った。
平成15年	下水道普及率の上昇に伴い多額の投資により元利償還金、施設の維持管理費が高額となるため、使用者の負担の適正化を図った。
平成22年	社会情勢の変化、景気の後退による大手企業の撤退などにより使用料収入が減少したこと、多額の繰入金で事業の収支を補っている状況から、一般会計との経費負担区分の適正化を図った。

※料金算定期間は、日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」によると、料金の安定性、予測の確実性などの要素を考慮し、一般的には3~5年程度が適当であると言われている。